

審判委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約、第6章専門委員会、第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
（目的） 1. 審判員の養成及び審判技術の向上
2. 競技規則の解釈及び指導普及
3. 各種事業への参画
（事業） 1. 審判研修会の開催
2. 競技規則改正に伴う資料の提供及び解釈指導
3. 公式競技会に対する審判員の派遣及び割当て
4. 上級を目指す審判員の養成指導
5. その他、審判に関すること
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。
- 付 則 本規程は、平成6年4月1日より施行する。

技術委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約、第6章専門委員会、第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
（目的） 苫小牧地区におけるサッカーの技術の向上及び指導者の養成を図ると共に、広くこれを普及する。
（事業） 1. 技術講習会及び指導者講習会の開催
2. 各種委員会ごとの情報並びに指導資料の交換
3. 選抜チームに係わる一切の業務
4. 各種事業への参画
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。
- 付 則 本規程は、平成6年4月1日より施行する。

規律・フェアプレー委員会規程

- 第 1 条 苫小牧地区サッカー協会は規約、第6章専門委員会、第29条第1項において規律委員会を設置し、懲罰基準を設ける。
- 第 2 条 本規律委員会においては、地区サッカー協会に関わる規律問題を処理する。その懲罰基準については前項懲罰基準に準ずる。
- 第 3 条 処分決定については、公式競技会の規律委員会が要項に定められた懲罰基準に従って審議する。決定に際しては、原則として関係者から事情聴取することとする。
- 第 4 条 処分決定後、それぞれ地区サッカー協会規律委員会に報告することとし、報告を受けた規律委員会では処分の適否を審議しなければならない。
- 第 5 条 審議の結果は苫小牧地区サッカー協会常任理事会で決定される。尚、すでに決定された処分についての加減もあり得る。
- 第 6 条 処分の範囲が2つ以上の公式競技会、又は予選から本大会に及ぶこともある。
- 第 7 条 地区サッカー協会規律委員会の構成するメンバーを次のように定める。
委員長 苫小牧地区サッカー協会規約第6条に規定する役員
委員 サッカー協会理事長、事務局長、審判委員会委員長
1種～4種、女子、シニア委員会代表者

附則

この規程は、平成3年4月20日より施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成6年4月1日より施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成21年4月11日より施行する。

広報委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
- （目的） 苫小牧地区におけるサッカーの普及及び発展のため、報道機関その他に対する広報活動やホームページ等の有効活動による迅速な情報提供を図る。
- （事業） 1. 各地区協会及び報道機関その他に対する広報活動
2. 放送、報道、取材等に関すること。
3. 協会組織のインターネット化と、ホームページ等による迅速な情報提供
4. その他協会の広報に関すること。
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。

附則

この規程は、平成21年4月11日より施行する。

フットサル委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
- （目的） 苫小牧地区におけるフットサル技術の向上及び指導者の養成を図るとともに、広くこれを普及させる。
- （事業） 1. フットサルに関わる主催、主管事業等の開催
2. 技術講習会及び指導者講習会等の開催
3. 各種別相互の情報交換及び指導資料の提供
4. 事業計画の立案、事業決算書の作成
5. その他フットサルに関すること。
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。

附則

この規程は、平成21年4月11日より施行する。

キッズ委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
- （目的） 苫小牧地区におけるサッカーファミリーの拡大を図るため、特にキッズ世代（U-6～U-10）の普及及び強化
- （事業） 1. キッズ世代（U-6～U-10）におけるフェスティバルの開催
2. 管内の幼稚園、保育園等における巡回指導の実施
3. 上部団体キッズプログラム等の実施及び広報活動
4. その他キッズ世代の普及及び強化に関すること。
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。

附則

この規程は、平成21年4月11日より施行する。

ウェルフェアオフィサー委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約、第6章専門委員会、第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
- (目的) 1. 暴力及び暴言等の根絶。
2. ウェルフェアオフィサーの役割を広める。
3. 各種事業への参画
- (事業) 1. マッチウェルフェアオフィサー認定講習会の開催
2. クラブウェルフェアオフィサー認定講習会の開催
3. マッチウェルフェアオフィサーの派遣
4. ウェルフェアオフィサージェネラルを目指す人の養成指導
5. その他、ウェルフェアオフィサーに関すること
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。

附則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

自治体委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約、第6章専門委員会、第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
- (目的) 苫小牧地区における各自治体及び各自治体職員との連携・情報共有により、公の施設の設置・管理にあたるものとして、サッカーの普及・発展に貢献する。
- (事業) 1. 自治体職員サッカー大会の実施、協力及び支援
2. 自治体職員の情報共有によるサッカー競技の研究及び指導
3. サッカー場の整備や改善、増設などへの働きかけ
4. サッカーを通じた健康づくりや地域の活性化
5. その他、サッカーの普及・発展に関すること
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。

附則

この規程は、令和6年4月14日より施行する。

クラブユース委員会規程

- 第 1 条 この規程は、苫小牧地区サッカー協会規約、第6章専門委員会、第29条により定める。
- 第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。
- (目的) 苫小牧地区におけるクラブチーム間の連携・情報共有により、地域に根ざしたクラブの競技力向上とサッカーの普及・発展に貢献する。
- (事業) 1. クラブユースサッカー大会(U-18・U-15・女子U-15)の実施、協力及び支援
2. クラブ相互の競技力向上及び協力関係の強化
3. 将来性豊かな選手の育成及び指導啓発
4. クラブに関する情報収集や伝達
5. その他、サッカーの普及・発展に関すること
- 第 3 条 当委員会は、苫小牧地区サッカー協会規約第29条第2項により選出された委員をもって構成する。
- 第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。
- 第 5 条 当委員会は必要がある時、委員長が召集して開催する。

附則

この規程は、令和6年4月14日より施行する。